定例庁議次第

令和８年７月２８日
役場２階第２会議室

１．開　会

２．挨　拶

３．審議事項
なし

４．報告事項
(1)　非公開
(2)　吉岡町危険鳥獣等出没対応マニュアルの作成について
（産業観光課　渡部課長）【資料番号２】
(3)　非公開

５．議案事項
なし

６．その他

７．閉会

様式第２号（第４条関係）

**資料番号２**

# ７月２８日　庁議提出案件【概要説明書】

●内　　容【２．報告事項】
○公　　開【２．公開】
○概要説明【１．要】

付議者　産業観光課長　渡部　英之

【件　名】

吉岡町危険鳥獣等出没対応マニュアルの作成について

【目　的】

町内でツキノワグマ等の野生鳥獣が出没した際の対応マニュアルを作成したことについて報告するものです。

【概　要】

## １　危険鳥獣等出没対応マニュアルの作成について

### (1)　危険鳥獣等出没対応マニュアル

近年、全国的にクマ等の危険鳥獣による住宅地等での出没が増加し、生活環境の安全上の支障が生じる事例が多発していることを踏まえ、人の日常生活圏内に侵入した際、迅速かつ的確な対応をする必要があるため、本マニュアルを作成しました。

### (2)　緊急銃猟制度

危険鳥獣が人の生活圏内に出没し、膠着状態となった際に、一定の条件を満たした場合、町長の指示により銃器を使用し危険鳥獣の捕獲を実施することができます（緊急猟銃）。本マニュアルでは、環境省が策定した「緊急銃猟ガイドライン」に沿った対応を実施するための条件や手順、関係機関の役割等を記載しております。

【備　考】

緊急銃猟制度を用いた対応を実施する際に協力いただく関係機関である群馬県森林環境部、渋川広域消防、渋川警察に本マニュアルを共有しております。